

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例制定について

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに定める。

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

周南市老人デイサービスセンター条例（平成15年周南市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3） 使用料の徴収に関する業務

第10条を次のように改める。

（使用料の額等）

第10条 センターの使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 第4条第1項第2号に規定する地域密着型通所介護 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に定めるところにより算定した額
- （2） 第4条第1項第2号に規定する第1号通所事業 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、市長が定める基準により算定した額
- （3） 第4条第1項第3号に規定する事業 1,000円を超えない範囲内において市長が定める額
- （4） 地域密着型通所介護等及び第4条第1項第3号に規定する事業に係る食費 810円の範囲内において市長が定める額

- 2 市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

第11条第2項及び第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前のセンターの利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市老人デイサービスセンター条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(管理業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>前2号に掲げるほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>(利用料金)</p> <p>第10条 <u>センターを利用した者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金及び食費(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>第4条第1項第2号に規定する地域密着型通所介護に係る</u></p>	<p>(管理業務の範囲)</p> <p>第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 使用料の徴収に関する業務</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるほか、市長が必要と認める業務</u></p> <p>(使用料の額等)</p> <p>第10条 <u>センターの使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 第4条第1項第2号に規定する地域密着型通所介護 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)に定めるところにより算定した額</u></p> <p><u>(2) 第4条第1項第2号に規定する第1号通所事業 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)に基づき、市長が定める基準により算定した額</u></p> <p><u>(3) 第4条第1項第3号に規定する事業 1,000円を超えない範囲内において市長が定める額</u></p> <p><u>(4) 地域密着型通所介護等及び第4条第1項第3号に規定する事業に係る食費 810円の範囲内において市長が定める額</u></p> <p>2 <u>市長は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の</u></p>

現行

利用料金の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）に定めるところにより算定した額とする。

3 第4条第1項第2号に規定する第1号通所事業に係る利用料金の額は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に基づき、市長が定める基準により算定した額とする。

4 第4条第1項第3号に規定する業務の利用料金の額は、1,000円を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めた額とする。

5 地域密着型通所介護等及び第4条第1項第3号に規定する業務に係る食費の額は、810円以内とし、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めた額とする。

6 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

7 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があるとき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（市長による直営）

第11条 （略）

2 市長は、前項の規定により自らセンターを管理することとなったときは、前条第2項から第5項までに定める利用料金の額を使用料として、センターを利用した者から徴収する。

3 市長は、前条第7項の例により、前項の使用料を減額し、又は免除することができる。

改正案

理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（市長による直営）

第11条 （略）